

成年後見等開始の申立てをお考えの方へ

「本人情報シート」の作成について

(和歌山家庭裁判所)

成年後見，保佐及び補助の開始の申立てに当たっては，医師の診断書の提出をお願いしていますが，医師が本人の生活状況等に関する情報も考慮して，より適切に診断を行うことができるようにするため，「本人情報シート」の作成をお願いしています。

「本人情報シート」は，本人の親族以外の方で，職務上の立場から日頃より本人を支援している福祉関係者の方に書いてもらってください。

福祉関係者に作成してもらった「本人情報シート」は，必ず写し（コピー）を取っていただき，原本を診断書作成医師に提出してください。その後，裁判所には診断書の原本と「本人情報シート」の写し（コピー）を提出してください。

「本人情報シート」の提出は義務ではなく，これを添付することなく診断書の作成を依頼したり，後見等開始の申立てを行ったりすることも可能ですが，本人の判断能力を医師により適切に診断してもらうために，可能な範囲でご準備をお願いいたします。

- ※ 1 「本人情報シート」の作成については，「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御用意しております。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>でも御覧いただけますので，御参照ください。
- ※ 2 御不明な点については，本人が実際に住んでいる所を管轄する家庭裁判所（和歌山家庭裁判所後見係(073-428-9951)，田辺支部(0739-22-2815)，御坊支部(0738-22-0006)，新宮支部(0735-22-2007))までお尋ねください。